

【資料4-2】

県公式LINE開設・運用保守業務委託 企画提案競技審査基準

1 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、別添「企画提案競技審査票」を用いることとする。
- (2) 審査委員は各企画について審査項目ごとに評価を行い、2評点基準により、評点を付す。ただし、評価項目「5 賃金水準の向上」「6 女性の活躍推進」については、別添「企画提案競技審査票」に記載した賃金水準の向上に関する取組への配点と女性の活躍推進に関する取組への配点のとおり、評価点を与えるものとする。
- (3) 上記(2)の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (4) 合計点数が最も高い者が複数いた場合は、委員間で協議の上、受託候補者を選定する。

2 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評価	点数		
	「審査の視点」における配点が5点の場合(2パターン)		「審査の視点」における配点が10点の場合
優れている	5点	5点	10点
やや優れている	4点	—	8点
普通	3点	3点	6点
やや劣っている	2点	—	4点
劣っている	1点	—	2点

県公式LINE開設・運用保守業務委託
企画提案競技 審査票

審査委員氏名	
--------	--

●審査項目・配点、評価

審査項目		審査の視点 (配点)	評価				
			企業名				
			優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1	企画力・構成本力 (30点)	① 企画は、仕様書の内容を十分理解し、幅広い登録者や県職員が利用しやすい内容となるよう工夫が施されているか。(10点)	10	8	6	4	2
		② リッチメニューの構築(アイコン数の調整やタブ分け、簡易なシナリオ設定等)は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
		③ 利用者の属性登録、プッシュ配信・セグメント配信は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
2	連携の確実性 (20点)	④ Lアラートとの連携は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
		⑤ 「あきた河川メール」との連携は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
3	運用保守の安全性 (20点)	⑥ セキュリティ対策について、十分な説明がなされ、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
		⑦ 災害・障害等が発生した場合の対応について、十分な説明がなされ、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
4	実施体制・効率性 (20点)	⑧ 十分な実施体制が整っているか。(5点)	5	4	3	2	1
		⑨ 秋田県内の本店、支店又は営業所等の有無(受託者又は共同企業体のうちいずれかが対象の場合は5点、受託者又は共同企業体のうちいずれも対象とならないが再委託先が対象となる場合は3点。)	5	—	3	—	—
		⑩ 見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。※次年度以降の維持管理費用も踏まえること。(10点)	10	8	6	4	2
5	賃金水準の向上 (5点)	⑪ 別記配点により採点 (5点)					
6	女性の活躍推進 (5点)	⑫ 別記配点により採点 (5点)					
		(計100点)					
			/ 100点				

別記

●賃金水準の向上に関する取組への配点

評価項目	設定区分		配点
	大区分	小区分	
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3
		2. 00%以上	4
		3. 00%以上	5

●女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	0.25	最大 0.5
			次世代法 ※3	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1.0	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2.0	
			くるみん	1.5	
	秋田県知事表彰の受賞	若者雇用促進法 ※3	プラチナくるみん	2.0	最大 1
			ユースエール	0.5	
			女性の活躍推進企業表彰	0.5	
			子ども・子育て支援知事表彰	0.5	
		男女協同参画社会づくり表彰	0.5		

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「㉔ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を一つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

●意見・コメント等